

貿易・投資とグローバル化

世界貿易の危機

Sait Akman (Economic Policy Research Foundation of Turkey)

Shiro Armstrong (The Australian National University)

Carlos Primo Braga (Fundação Dom Cabral)

Uri Dadush (Policy Center for the New South / Bruegel)

Anabel Gonzalez (Peterson Institute for International Economics)

木村福成 (RIETI、東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA)、慶應義塾大学)

中川淳司 (東京大学)

Peter Rashish (Johns Hopkins University)

田村暁彦 (政策研究大学院大学)

2019年3月15日提出¹

要旨

本政策提言書は、各国の政策決定者に向けて貿易制度の現状を簡潔に説明し、今後起こりうるシナリオを提示するとともに、「貿易・投資とグローバル化」の T20 タスクフォースが作成した他の 6 つの政策提言書についての背景資料・参考資料として使われることを念頭に作成するものである。本稿では、世界貿易制度が多方面において多大な成功を収めてきた一方で、現在の緊張状態は原因の根が深く、戦略的対応を要するものであることを記す。貿易制度の将来は WTO（世界貿易機関）の再活性化と巨大貿易国の政策変更にかかっている。多国間貿易制度を維持するためには重大な対策が求められ、制度分裂というシナリオを回避するためには迅速な行動が必要である。最悪のシナリオでは、世界貿易は大混乱に見舞われ、（おそらくは中国、EU（欧州連合）および米国を中心とする）大きな貿易圏に分裂し、貿易関係はルールに基づくものではなく、多分に相対的な力によって規定される世界となることだろう。こうした世界では、貿易小国、特に二国間協定や地域協定の対象外となる貿易の多い国が、最も不利な立場に置かれる。既に WTO の下で成立している制度を再構築するためには、すべての国が多大なコストを払うことになるだろう。

¹ 大変有用なコメントをくださった Richard Baldwin、Eduardo Bianchi、Wallace Cheng、Manjiao Chi、Christopher Findlay および David Laborde の各氏に謝意を表す。



提言

世界経済が今日ほど密接に統合されたことはかつてなかった。モノやサービスの国際貿易が世界の GDP に占める割合は、1980 年代半ばには 35% 程度であったが、世界金融危機の際こそ停滞が見られたものの、その後も拡大傾向が続き、今日では 60% 程度に達している。それにもかかわらず、現在、世界貿易制度はかつてない危機に直面している。この危機を解消するには、WTO を再活性化し、米国は従来果たしていた制度の束ね役に戻り、中国は貿易相手国の懸念に対処すべく制度改革を実行することが求められるだろう。いずれについてもはっきりとした答えはないが、どのような不確実性が存在するのか、理解に役立つシナリオをいくつか提示し、適切かつ堅固な政策対応を提起できればと考える。

1. 貿易制度では、3 点で緊張の兆候が見られる

1 点目は、サービスや、農産物についての輸出補助金、投資、グローバルバリューチェーンの促進、デジタル貿易など、重要分野で交渉の進展が見られず、WTO の存在価値やその構成要素である法体系の持続可能性に疑問符が投げかけられていることである。貧困国の多くが、ドーハラウンドで合意に達することができなかったことに落胆している一方で、新興国のなかには成功を収めて今や最大の貿易国となっている国もあり、先進国は、こうした国が負う義務と自分たちが負う義務とのバランス調整が必要であると感じている。南北問題の下²、効果的な協力関係を構築し、双方が納得できる条件で合意することは困難さを増しているようにも見える。

2 点目は、上級委員の任命が手詰まり状態となっており、WTO の紛争処理制度が機能停止に陥る恐れがあることである。一国が上級委員の新規任命を妨げているが、当該国は、上級委員会による権利と義務の増減や、手続き上の慣行に関して懸念を抱いている。

3 点目は、一連の貿易制限措置および対抗措置が WTO ルールに従わずに行われていることであり、それによる緊張が高まっていることである。是非はさておき、貿易制限措置を講じた国のうちには、特に国有企業 (SOEs) との関連で、知的財産権の侵害、技術移転の強制、不透明な補助金の交付等の認識に基づいてこうした措置を導入している。国家主導の経済システムは WTO のシステムと相いれないとの意見がある一方で、現実に合わせて WTO ルール

² 米国は先日 WTO に対し開発途上国の認定基準に関する提案を行っている。現在、開発途上国認定は自己申告制であり、例えば世界でも最も裕福な国に数えられるシンガポールや韓国も WTO では開発途上国である。米国の提案する基準では、こうした国や中国、インドも開発途上国とはみなされない。中国、インド、南アフリカ等も対抗して独自の案を提起し、WTO では自己申告制が適切であり、開発水準の評価には一人当たりの指標を最重要視すべきであると主張している。この問題は間違いなく今後の大きな論点の一つになるであろう。



ールの変更が必要であり、かつ変更可能であるとの意見もある。多数の国がこうした懸念の多くを共有しており、方法論こそ異なるものの、WTO ルールの変更提起を検討している。

残念ながら地政学的対立や技術競争により、解決への道筋は複雑化している。貿易関係が緊張状態にあると、世界貿易の開放性や予測可能性が大きく低下するだけでなく、国際関係、さらには二酸化炭素排出規制や持続可能な開発目標（SDGs）の達成といった公共の利益に関わる協力関係も大きく損なわれる恐れがある。

現在の摩擦は、WTO の信頼性を損なっているのみならず、ルールに基づいた多国間貿易制度を弱体化させ、あるいはこれを拒絶する国々を勢いづかせており、WTO は恒久的ダメージを負いかねない。

2. 貿易制度への攻撃が近年強まっているが、それはグローバル化への抵抗が高まりつつあることを反映したものの。その根は深く、戦略的対応が求められる。

グローバル化への抵抗が高まってきているが、これは主として格差の広がりや、経済の混乱、所得の低迷等によるものであり、その根底にはスキル偏向的技術進歩の長期的傾向がある。このような傾向は先進国で特に目立っているが、その他の国でも見られる。

プラットフォーム企業は短期的かつ安価に規模拡大が可能なため、こうした企業を中心に、高いスキルを持つ人材に偏った需要が創出されている。このため、勝者総取りの機会が多くなるなど、グローバル化は、拡大する分断や格差の直接的な原因ともなっている。新興国の急速な台頭や、低スキル労働者が開発途上国全体から次々に労働市場に参入してくることも、分断に拍車をかけている。製造業は先進国や多数の開発途上国から中国へとシフトしてきているが、これも特に大きな問題となっている。加えて、大不況や移民・難民の大量発生、テロリズムなども問題を悪化させている。是非はさておき、経常収支の巨額な不均衡や二国間の不均衡も、緊張の原因となっている。中国の経常黒字は基本的に解消され、米国の赤字は GDP 比でピーク時の約 7% から約 3% へと低下しているものの、二国間の不均衡は大きいままである。ドイツをはじめとする国々は現在も非常に大きな黒字を計上している。

ポピュリストやナショナリスト政党のリーダーは、人々のグローバル化に対する恐怖に付け込んで、貿易や投資の障壁を築き、移民を大きく制限している。しかし、輸出企業を中心に産業界の大半が保護主義に反対している点には注意を払う必要がある。グローバル化の進展に従い、輸出企業の力は競争関係にある輸入企業のそれを相対的に上回ってきている。また、世界貿易の 75% は原材料、部品、機械が占めるため³、企業は依拠するグローバルバリューチェーンの存続に懸念を抱いている。近い将来に有権者となる若者たちも、一般的に

³ UNCTAD、2017 年



は保護主義に反対である。保護主義が強まり、物価が上昇し、選択肢の減少に見舞われて、消費者はようやく声を上げつつある。今日、多くの人々は外国製品購入や外国への投資、海外旅行などを自然の権利と考えている。こうした理由から、主要国の大半は貿易や外国投資の開放性向上にコミットしている。

経済分析を行えばわかることであるが、保護主義は問題を解決するにあたっての正解ではない。むしろ、弱者の窮状に目を遣ることこそが答えである。事前政策としては、スキル向上のための投資やインフラ投資のほか、広く競争力向上を目指した政策を盛り込むべきであろう。事後政策としては、グローバル統合の利益を分配する方策等が考えられる⁴。しかしポピュリストやナショナリストはこうした方針を拒否し、外国人非難や保護主義を好む。他方、主流派の政治家は公共投資や社会福祉向上を目指す政策を追求するものの、予算の壁に直面することになる。

3. 世界貿易制度は WTO、特惠貿易協定 (PTA)、国内制度の三本柱に依拠しており、現在まで大成功を収めてきている。

WTO は相互主義に基づき、オープンで予測可能な貿易をサポートするグローバルな公共財である。現在、164 の加盟国・地域が世界貿易全体に占める比率は 98% に達し、さらに加盟手続きの様々な段階にある国・地域は 22 を数える。近年の貿易自由化は、WTO の枠内よりも WTO 外での進展が相当速くなっているが、WTO が国際貿易ルールの根底にあるという事実は変わっていない。無差別原則である国家間の最恵国 (MFN) 待遇条項や自国内での内国民待遇条項のほか、WTO 下で合意を見た諸原則等は、WTO 枠外の貿易協定や国内商法の基礎であり基準となっている。

WTO のルールでは、特惠貿易 (PTA) には主として 3 つの形態がある。第一は片務的なものであり、1979 年 GATT 授権条項に基づき貧困国に供与する特惠待遇がこれに該当する。第二は二国間協定であり、(ほぼすべての貿易および関税引き下げを対象とする) WTO 協定附属書 GATT (関税及び貿易に関する一般協定) 第 24 条において条件付きで認められている。第三は地域または巨大地域協定であり、これも GATT 第 24 条に基づく^{5, 6}。WTO によれば、2019 年初頭現在、地域貿易協定 291 件が発効している。貿易協定でカバーされる貿易は世界貿易の 60% を超えており、その比率はさらに増加中である⁷。二国間協定・地域協

⁴ Akman et al., "Mitigating the Adjustment Costs of International Trade" 2018 T20 を参照。

⁵ GATT 第 5 条、通過の自由、およびその電子商取引との関連もここに加えることができる。

⁶ 政府調達協定や国際技術協定など一部のプल्ली合意も WTO 管轄下にある。

⁷ 例えば、最大の貿易圏である EU の加盟国はその貿易総額の約 64% が EU 圏内の貿易であり、EU 圏外との貿易 36% 中、約三分の一が第三国との貿易協定の対象となっている。この比率は先ごろ日本・EU 経済連携協定や CETA (EU・カナダ包括的経済貿易協定) が締結されたことを受けて大きく上昇している。



定はその多くが現在の WTO 原則を超えたルールや自由化コミットメントを含んでおり、国内障壁問題や電子商取引、国有企業の役割等、新規の問題も対象となっている。EU、NAFTA（北米自由貿易協定）、ASEAN（東南アジア諸国連合）等の自由貿易協定は地域生産ネットワークをサポートして工業化を促進するなど、特筆すべき成功を収めている。昨年署名された注目すべき新規貿易協定には、日本・EU 経済連携協定、CETA（EU・カナダ包括的経済貿易協定）、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）などがある。2018 年 3 月にはアフリカ大陸自由貿易協定が署名され、アフリカにおけるグローバルバリューチェーン機能が高まることが期待されている。NAFTA から USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）へなど、一部の貿易協定は第二世代の協定となっている。英国の EU 離脱の可能性は高まっているが、世界最大の貿易協定である EU は深化を続けており、数カ国が加盟希望を表明している⁸。

国際貿易紛争は広く国際法廷ではなく国内法廷で解決されている。このため、国際貿易に影響し、あるいはこれを直接支配する国内制度、つまり法の支配が極めて重要であり、継続的に改定されている。こうした改定の一部は貿易制限の方向へ向かっているが、グローバル・トレード・アラート（Global Trade Alert）によれば、G20 諸国が金融危機勃発以降に制定した数千にも上る措置のうち、過去数十年のトレンドはおおむね国際貿易を促進する性格のものである。例えば、WTO 加盟手続きの過程で中国は 2,000 件以上の法令・規則を改正している。EU は共通農業政策を改正して貿易を歪める補助金への依存を大幅に減らし、ダンピングマージン計算に用いられていたゼロイングを廃止している。米国は近年まで WTO のコミットメントと相いれない通商法 301 条の発動を控えてきた。国際貿易は、商業や運輸、通信インフラの発展によって促進されてきたことも注目に値する。このプロセスは特に開発途上国において重要である。

貿易の自由と予測可能性を高める多国間、地域および国内における改革の相乗効果には、目覚ましいものがある。開発途上国の最恵国（MFN）待遇関税は、80 年代半ばと比較して大幅に低下している。最貧国の物品は大半の場合、無関税、割当なしで先進国に輸出されている。すべての特惠貿易協定を考慮した実効関税率は、中規模・大規模貿易国において非常に低くなっている。例としてモロッコの場合、数カ国と二国間貿易協定交渉を行ってきており、また自主的に特惠国向け関税率を引き下げているため、実効関税率は 4%程度となっている。国内障壁や国境における非関税障壁は測定困難であるが、現在でも貿易にとって大きな障害となっていることは明らかである。しかしこうした障壁もモノやサービスの貿易や資本の流れが経済活動の大きな分野に育つことを妨げていない。

⁸ 他にも WTO の管轄外にある二国間合意やプल्ली合意のいくつかはここに記す価値があろう。2,000 件以上の二国間投資協定、二重課税協定、世界知的所有権機関（WIPO）設立条約などがあり、その効果は直接的、間接的に貿易を促進し、貿易のメリットを高めるものである。



4. 多角的貿易制度の将来は3つの関連した質問の答えにかかっている。

以下の質問に明確な答えは存在しないものの、多角的貿易制度の継続にとって好ましい状況、つまりシナリオを考えることは可能である（シナリオ A）。同様に多角的貿易制度にとって望ましくないシナリオも考えられる（シナリオ B）。

WTO 改革は果たして成功し、特に重要な問題において WTO 交渉は進展を見せることができるであろうか。

シナリオ A :

答えは成功する、であるが、特定の問題について進展を図る、ということで加盟国が合意し、プल्ली交渉（複数国間交渉）でこうした問題に対処することが条件である（提案の詳細は政策提言書 [”Reinvigorating the WTO as a Negotiating Forum”](#)（日本語訳「[交渉の場としての WTO を再活性化する](#)」）を参照されたい）。プल्ली交渉には、貿易のクリティカルマスを占める国々が参加し、なおかつ参加していない国に対しても最恵国（MFN）待遇を与える用意があることが必要であろう。ルールに関する交渉であれば、タダ乗りの危惧がある市場アクセスに関する交渉とは異なり、クリティカルマス要件もさほど重要ではないかもしれない。これにより、特定の分野でルール作成を進めたい加盟国がルール作成を行い、こうしたルールは時期尚早と考える加盟国にルールが実際どのように機能するのを見てもらうことも可能となる。また、ウルグアイラウンドで認められた政府調達協定などのように、貿易のクリティカルマスを占める国々で、最恵国（MFN）協定とは異なるプल्ली合意に達することも可能であろう。とはいえ、プल्ली交渉が主要貿易国の同意なしで合意に達することは考えにくく、特に、米国、中国、EU、日本等がその立場の違いを解決することが必要である。

シナリオ B :

WTO 交渉が再活性化されない場合、制度の重要性は失われ、WTO の司法機能も弱体化するだろう。WTO の条項はその多くが各国の国内法に組み込まれていることから、これまでの制度がその影響力を保つとしても、農業補助金や投資といった長期にわたって未解決な問題や、デジタル貿易やグローバルバリューチェーンのサポート等、今世紀に入ってから発生した問題に関しては、影響力を失うであろう。何カ国か、特に大国が、WTO 加盟に伴う制約は加盟のメリットをしのぐとの結論に達することも考えられる。各国は二国間貿易協定や部分的なプल्ली貿易協定、WTO 時代からの規範、そして中国や EU、米国など今日二国間協定が考えにくい大国間の力関係などに依存することになる。世界は急速に攻撃的な単独覇権主義の時代へと変化することが考えられる。三大国と二国間協定を締結していない小国は特に打撃が大きいであろう。

現在の米国貿易政策は米国のニューノーマルを形成するか、それともこれは一時的なものなのか。



シナリオ A :

現在、貿易関係に見られる緊張の背景にある懸念の多くが短期で解消されるとは考えにくい。米国の政治家や企業の多くも、無法な貿易制度を望んでいるわけではない。ただ、力を用いたアプローチを行い、交渉を開始させることも、国家主導資本主義が行っている違反行為に対処することも、否定しないだけである。未だ主要国はすべて WTO 改革に賛成のようである。ひとつ不透明なのは、WTO の紛争解決制度について、米国が手続き面のみを問題視しているのか、あるいはより根本的な主権の問題として懸念しているのか、ということである。前者であれば解決策を見つけることも可能であろう。ここでは米国の懸念にこたえる形での WTO 紛争解決制度改正案を、米国が受諾することを前提としている（詳細は政策提言書 [“Reforming the WTO AB: Short-term and Mid-term Options for DSU Reform, and Alternative Approaches in a Worst Case Scenario”](#) を参照）。

シナリオ B :

米国が事実上、もしくは正式に、WTO を離脱する。それは、安全保障を理由とした通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼・アルミ関税、あるいは中国市場経済の現状に対する貿易関税などの重要問題で WTO パネルが政治的に受け入れ難い裁定を下した場合である。その場合、残された国々は米国抜きの WTO という現実に向き合うことになる。米国が、19 世紀の大半や 20 世紀初頭と同様に、孤立主義、保護主義政策に回帰した場合、米国貿易の大半は特惠国以上の待遇から外れることが常になろう。同時に多数の国が米国という重要な市場へのアクセス継続を企図し、二国間協定を締結しようとするであろう。時がたてば、米国の競争力は弱まり、投資先としての魅力も失われることが十分考えられる。世界に対する米国の影響力は、軍事力によるものの比重が高まり、国際経済分野では弱まるだろう。中国、そして中国ほどではないものの EU や日本が経済分野での役割を強めるであろう。

国家資本主義制度は WTO と相いれるものなのか、もしそうならば、主要貿易相手国の懸念に対処する改革は実行できるのか。

シナリオ A :

不透明な補助金をはじめとする国家による支援を提供し、国有企業に依存しているのは、中国だけではない。しかし、その規模や成長率、中央集権型経済の歴史を背景に、中国は独特な存在となっている。中国は WTO 制度のメリットを大きく受けており、WTO だけでなく、もっと幅広く世界経済との一体化を推進する政策にもコミットしている。しかし、中国は規模が大きく、国有企業の比率も高く、地方分権制度のもと、省が追求できる経済政策も非常に広範囲に及ぶ。このため補助金を削減し国有企業の業務範囲を狭める改革は複雑であり、また、政治的に大変デリケートな問題であるため、その実現には時間がかかるであろう。中国の貿易相手国は変化を求めて継続的に圧力をかけ続ける必要があるが、同時に、国内を優先し国際的な動きに対抗する勢力が中国国内で力を増すリスクを回避しなければならない。



シナリオ B :

中国は国際交易条件を公平に近づけるために必要な制度改革を実行する意思がなく、また実行することもできない。米国やその同盟国との緊張が高まる。米国が内向きとなるシナリオ同様、国際関係はあらゆる面で複雑さを増す。

5. こうしたシナリオの示唆する状況に対処するにあたって、政策立案者は、貿易制度が非常に困難な状況に陥ることがあったとしても、グローバル化は一時的に減速するだけで長期的には進展を続けると考えるべきである。

現在はグローバル化の時代であり、その成果が平等に分配されていないとはいえ、かつてなく高い経済成長や貧困削減とグローバル化は軌を一にしている。貿易を中心とするグローバル化は今後も進展するであろう。その理由は、グローバル化を推進する三つの力を考えてみるとわかりやすい。

第一に、グローバル化は、世界市場においてモノ、サービス、資本、労働力をめぐる生産者と消費者間の裁定取引（安く買って高く売る）が原動力となる自然発生的な経済プロセスである。人間は、息をするように、このような裁定取引を自然に行い続けるであろう。モノ、サービス、資本、労働力の四市場における裁定取引のプロセスは相互に強化し合う関係にある。開発途上国は、世界の経済活動において占める割合を急速に高めつつあるが、豊富な労働力や天然資源を輸出して技術やノウハウを輸入するために、こうした相互強化を特に必要としている。

四市場における相乗的な裁定取引プロセスは、輸送や情報技術の進展で「コミュニケーション・コスト」や「フェイス・トゥ・フェイス・コスト」などの貿易費用⁹が減少したことに大きく助けられている。こうした進歩により 1990 年ごろから国際分業は産業単位から生産工程単位へ、さらにはタスク単位へと大きく変貌することとなった。そして現在、BtoC（business-to-consumer）やCtoC（consumer-to-consumer）案件のマッチングコストが劇的に低下しており、これはサービスが大量に外部委託されるきっかけとなりうる。こうした変化は情報技術の進歩とともに引き続き発生し、加速することが考えられる。国境を越えたデータの流れは爆発的に増加してきており、今後 5 年間に国際間ブロードバンド通信の利用が 9 倍増するとの予測もなされている¹⁰。数年前にはまだ存在していなかった電子商取引のプラットフォーム上で、今日では世界貿易の 12% が行われている。

歴史的にみると、政策やマクロ経済の不況、国際紛争などが原因で、個々の国や地域、そして、場合によっては 1930 年代などのように世界中でグローバル化が中断した例は数多い。

⁹ Baldwin “The Great Convergence”

¹⁰ McKinsey, 2019



今日においても、グローバル化は、貿易障壁が高まり国際投資の阻害要因が新たに誕生すれば直接的に、そして経済成長の急減速によって、その進展の速度は間違いなく鈍化しよう。しかし歴史的に見ても、グローバル化からの離脱は技術的にも経済的にも持続しない。グローバル化から離脱した国々は政治的な抑圧に訴えることも多々あった。政策立案者は長期的な計画を策定するにあたり、今度は違う、とは考えない方がよい。

6. 従って、政策立案者は世界の経済成長を大きく損ねうる保護主義が広く復活する事態を回避するためにいくつかの行動を取る必要がある。

政策立案者は、最良のシナリオ達成を目標に施策を実施すると同時に、最悪のシナリオに備えた危機管理計画も策定する必要がある。

政策立案者は、超大国ですら、単独でグローバル化のプロセスから距離を置くことはできないと考えるのが望ましい。実際、多数の国が自由化に取り組み貿易に対してルールに基づいたアプローチを採用すると、制度に加わることのメリットが増し、制度に加わらないことのデメリットも増加する。

従って、政策立案者は二国間または地域貿易協定を締結し、国内において国際競争力を高めグローバルバリューチェーンへの統合を促進する改革を推進し、多国間制度を再活性化する努力を強化することが望まれる。保護主義を回避するという誓いを新たにすることが必要であろう。一方的な関税に対する報復を行う場合は、被る損害に見合ったものかつ時限措置とし、定期的に見直すべきであろう。こうしたステップは各国を現行制度にとどまらせる圧力を高めよう。また、望ましくないシナリオが実現した場合、最悪の結果を防ぐステップでもある。

2017年、2018年のG20コミュニケにもある通り、各国は最弱国における省力化技術の普及や、低賃金国もかわる国際貿易を調整するための支援となる施策を実施すべきである。こうした政策には、場合によっては貿易改革の漸進も考えられるが、最終的にはグローバルな経済的関わり合いが不公平を助長しないように、国際協力と事前・事後の国内政策が求められよう。

G20は交渉の場としてWTOを再活性化すべきである。政策提言書 ["Reinvigorating the WTO as a Negotiating Forum"](#) (日本語訳「[交渉の場としてのWTOを再活性化する](#)」)の論議にあるように、考える政策としては、バリ貿易円滑化協定 (Bali Trade Facilitation Agreement) のように、先進国、開発途上国、後発開発途上国別のそれぞれの道筋とスピードで特定の問題に関する多国間協定を結ぶことなどがあげられる。プल्ली合意、それも特に非参加国に対する最恵国 (MFN) 待遇を許容するもの、あるいは、全メンバーの参加および最終的加盟を許容するものも、非常に有望と思われる。交渉のテーマとして考えられるものには電子商取引



や投資の促進があげられる。政策立案者は、グローバルバリューチェーンの運用（政策提言書 ”[Expanding and Restructuring Global Value Chains for Sustainable and Inclusive Growth](#)”を参照¹¹⁾）やサービス（政策提言書 ”[Services Trade for Sustainable, Balanced, and Inclusive Growth](#)”（日本語訳「持続可能でバランスの良い包摂的な成長のためのサービス貿易」）を参照¹²⁾）等、重要分野における WTO 改革をサポートする必要があるだろう。投資促進については、対立点の少ない手続きの変更が求められており、容易に解決可能であるため、市場アクセスや投資家対国家の紛争解決等を分離することが重要である（政策提言書 ”[Towards G20 Guiding Principles on Investment Facilitation for Sustainable Development](#)”を参照¹³⁾）。急拡大するデジタル貿易に適用される規則は早急に制定する必要がある。この規則は自由なデジタル貿易の理想を追求しつつ、プライバシーやセキュリティーなどに関する各国の合理的な懸念に対応するものでなければならない（政策提言書 ”[The Digital Economy for Economic Development: Free Flow of Data and Supporting Policies](#)”（日本語訳「経済発展に寄与するデジタル経済：自由なデータ流通とサポート政策」）を参照¹⁴⁾）。モニタリングや透明性は全面的に改善すべきである¹⁵⁾。

政策立案者は WTO の紛争解決制度の手続きについて、そのスピードや包括性を向上させる方向で改革することが必要である。また、先例の適切な活用や、「司法積極主義」に関するものなど、より根本的な問題に対処する必要もあろう。米国に関する懸念を心に留める必要性はあるものの、すべての関係国にとって、制度がよりよい形で機能することに注力しなければならない（WTO 法学者の包括的提言に関しては政策提言書 ”[Reforming the WTO AB:](#)

¹¹⁾ 政策提言書 ”[Expanding and Restructuring Global Value Chains for Sustainable and Inclusive Growth](#)” は世界金融危機以後のグローバルバリューチェーン拡大減速に懸念を表明、適切な政策環境を提供、ビジネスマッチングの推進、保護主義感情を抑制する等によりグローバルバリューチェーンをさらに発展させる必要があると主張している。

¹²⁾ 政策提言書 ”[Services Trade for Sustainable, Balanced, and Inclusive Growth](#)”（日本語訳「持続可能でバランスの良い包摂的な成長のためのサービス貿易」）は、G20 がサービス貿易に関して相対的に無関心であるとの警告を発し、力強く持続可能で包摂的な成長は、近年のサービス経済の隆盛やデジタル革命に鑑み、サービスを十分考慮しなければ達成不能であると訴えている。

¹³⁾ 政策提言書 ”[Towards G20 Guiding Principles on Investment Facilitation for Sustainable Development](#)” は、投資促進に向けた国際的枠組みが持続可能な開発のグローバル化の勢いを有効活用するために必須であるとする前回 T20 の主張を再確認し、持続可能な開発に向けた投資促進に関する指針（Guiding Principles on Investment Facilitation for Sustainable Development）を提案している。

¹⁴⁾ 政策提言書 ”[The Digital Economy for Economic Development: Free Flow of Data and Supporting Policies](#)”（日本語訳「経済発展に寄与するデジタル経済：自由なデータ流通とサポート政策」）は G20 諸国が持続可能で包摂的な成長を加速するためにデジタル技術が重要である点を強調、国民の懸念や様々な公共政策の目的に対応する一連の支援政策を設計、検証するにあたり、その論理的出発点は自由なデータの流通にあると主張している。

¹⁵⁾ Lamy and Mehta <https://www.thewire.in/trade/what-should-the-role-of-g-20-countries-be-in-reforming-the-wto> を参照のこと。



Short-term and Mid-term Options for DSU Reform, and Alternative Approaches in a Worst Case Scenario”を参照¹⁶⁾。政策立案者は、ルールが破られ、関係国の利益が侵害されたと判断した場合、紛争解決プロセスを最大限に活用すべきである。

経常収支が大幅に黒字の国は、そのマクロ経済政策や税制が適切なものであるのかを再検討されたい。グローバルな貿易不均衡も二国間のそれも、貿易政策措置では有効な対策とならず、マクロ経済政策の変更や構造改革が必要である点を認識する必要がある。

中国は、すでに世界最大の経済国であるという見方もでき、直に他国を大きく引き離れた最大の貿易国になるものと思われるが、早急に改革を実施し、新たな立場にふさわしい態度を取らなければならない¹⁷⁾。最恵国(MFN)に適用される関税率を引き下げ、補助金や知的財産保護、外国投資家の権利などに関して厳格な規則を導入するなど、自国の立場に見合ったWTOの責務を果たすべきである。中国に限ったことではないが、国有企業の統制は、それが国際貿易を歪める影響を最小化するものでなくてはならない。こうした改革を達成する最良の方法は、中国が主導的役割を果たす多国間協力である。

長らく国際貿易制度の主軸であった米国は、現行制度の一部に関してもっともな懸念を抱いており、改革を強く求めている。とはいえ、必要な改革を行った上での現行制度継続が米国にとっても経済面、安全保障面の双方で大変重要である。制度を内部から変革するためにその持てる力を用いるべきであろう。

最悪のシナリオに備えるために、大きな貿易圏に分裂した世界を想像してみよう。貿易圏は、それぞれ中国、EUおよび米国が中心になる可能性が非常に高い。その世界では、貿易関係はルールに基づくものではなく、多分に相対的な力によって規定される。このような世界では、貿易小国、特に二国間協定や地域協定の対象外である貿易の多い国が最も不利な立場に置かれる。しかし、大貿易圏に拠点を持つ企業も、開放性や予測可能性において貿易環境が現在より大きく劣ることに気づくであろう。消費者はモノやサービスの価格高騰や選択肢の減少に直面し、多くの場合、低品質のモノやサービスで満足しなくなってしまう。こうした世界で、政策立案者は(持続可能ではない)引きこもりまたは保護主義に走る道か、効果的な紛争解決手続きを含む新たな二国間協定や地域協定を急ぎ協議する道かの選択を

¹⁶⁾ 政策提言書 “[Reforming the WTO AB: Short-term and Mid-term Options for DSU Reform, and Alternative Approaches in a Worst Case Scenario](#)” は WTO 紛争解決プロセスに数件の重要な手続き変更を提案している。これは期限に関するもの、任期切れを迎える上級委員に関するルール、紛争解決に不必要な調査結果等を含む。同概要は先例の活用、「司法積極主義」、上級委員会の独立性等に関する根本的改革の提案も行っている。さらに、現行制度が行き詰った場合の代替手段として、「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」(DSU) 第 25 条に基づく仲裁や一般国際法に基づく報復措置等を検討している。

¹⁷⁾ Culter, W. and K. Doyle (2019) ‘China’s developing country status in the WTO: time for an upgrade?’, East Asia Forum, 21 January 2019 <http://www.eastasiaforum.org/2019/01/21/chinas-developing-country-status-in-the-wto-time-for-an-upgrade/>



迫られる。現在、WTO の下で成立している制度をまた最初から構築するには多大なコストがかかるであろう。

参考文献

1. 日本が 2019 年 G20 サミットの議長国として設けた「T20 貿易・投資とグローバル化」タスクフォースの作成した政策提言書
2. その他の文献
 - Akman et al., “Mitigating the Adjustment Costs of International Trade” 2018 T20 Economics.com (<http://www.economics-ejournal.org/economics/discussionpapers/2018-49>)
 - Baldwin, R. “The Great Convergence: Information Technology and the New Globalization”, Belknap Press of Harvard University Press, 2016
 - Culter, W. and K. Doyle (2019) ‘China’s developing country status in the WTO: time for an upgrade?’, East Asia Forum, 21 January 2019 (<http://www.eastasiaforum.org/2019/01/21/chinas-developing-country-status-in-the-wto-time-for-an-upgrade/>)
 - Lamy and Mehta (<https://www.thewire.in/trade/what-should-the-role-of-g-20-countries-be-in-reforming-the-wto>)
 - McKinsey Global Institute, “Globalization in Transition”, 2019
 - UNCTAD, “Trade and Development Report”, 2017